

銀行行動諸規制検討のための一考察*

——銀行経営の健全性維持の観点から——

遠 山 浩（現総務局）

1. 要 旨
2. 銀行経営の健全性
3. 資産の流動性
4. 健全性維持を目的とした諸規制
5. 健全性維持を目的とした諸規制の評価

1. 要 旨

今日数多くの規制が銀行行動に対して課せられているが、本稿ではそのうち銀行¹⁾のバランスシートおよび業務分野に関する諸規制に限定し、とくに銀行経営の健全性維持の観点からみたそれらの有効性について理論的な検討を試みたものである。本来こうした規制の評価を行うためには、銀行に対して規制を課す必要があるのか否かの検討を加える必要があると考えられるが、本稿では国民経済的な観点から信用秩序が維持されるということに公共財的な意義を認め、そうした状況を実現するためには、やはり健全経営を銀行に促しうるような公的当局の規制ないし指導は最小限必要との立場に立っている。したがって、そうした内容の規制を有效地に実施するうえで、どのようなタイプの規制が好ましいかを検討するものである。

銀行行動諸規制の評価を巡る従来の議論では、こうした規制の有効性（とくに今後予想される金融環境の下での有効性）や銀行の金融仲介機能との関連が十分統一的に把握されていなかったよう

に思われるが、それはとりもなおさず銀行経営の健全性を問題にしながら、その維持にあたって、「solvency」とともに重要な意味を持つ「流動性」という概念を必ずしも客観的に捉えていなかつたことによるものと考えられる。したがって、本稿ではまず第1に、J. Tobin, B. J. Moore の見解に従って「流動性」を①「流動化時間（狭義流動性）」と②「元本確実性」とに分解する。このように分解した流動性概念に基づいて銀行の流動性維持を目的とした諸規制をいくつかの類型に分類し、これらを統一的に把握しうるフレームワークを作成する。第2に、このようなフレームワークの中に分類整理された規制のいずれが銀行経営の健全性維持を達成するうえでより有効であるかについて、簡単なポートフォリオ・セレクションの理論を用いて分析評価を試みる。

この分析から得られる結論は、銀行行動がリスク回避的であるとの前提に立つ限り、長短金融分離の原則、証券業務兼営の禁止といつてもゆる業務分野規制というタイプの規制は必ずしも銀行経営の健全性を高める方向には働かず、かえってそれを齎かす可能性すらあること、したがって銀

* 本稿は58年度春季金融学会における報告論文である。

1) 本稿における「銀行」とは、わが国の場合、銀行法上の銀行（外国為替専門銀行を除く都市銀行と地方銀行）を念頭に置いている。

行経営の健全性維持の観点からは銀行に対してこうした業務を選択しうる余地を残しておいた方が好ましいと考えられることである。ただ本稿は、あくまでも銀行経営の健全性維持の観点に絞って各種規制の有効性を評価したものである。銀行行動に対する規制や金融システムのあり方を評価し、制度改革の方向を具体的に考える際には、本稿で着目した健全性のみならず効率性や公正等の基準にも照らして総合的な判断を下す必要があることはいうまでもない。

2. 銀行経営の健全性

まず、銀行経営の健全性が維持されるということが何を意味するのかを明らかにしておこう。銀行経営の健全性が維持されるということは、銀行が企業として存続するための条件である solvency（最終的に銀行の全負債が資産によって賄われること）が維持されることだけではなく銀行の負債が流動的であるため、同時に資産サイドにおいても流動性の維持（その時々に支払を要する負債が資産によって賄われること）が要請されることを意味すると考えるべきであろう（館〔6〕）。N. Hansen〔14〕の言葉を借りれば、流動性の本質は「支払の困難を避けるために、日々あるいは短期に満期となる債務の充足のために即時あるいは短期に流動化されうる手段が準備されていること」という点にある。したがって solvency と流動性を判別するならば、前者が長期的、最終的な充足関係（資産の負債に対する）を意味するのに対して後者は短期的、経常的な充足

関係（同上）を意味するものとして把握することができる。

なお銀行の流動性は、いまでもなく負債の性格（満期構成など）に大きく規定されるものであるが、以下ではこうした負債サイドの性格を所与とし、銀行が流動性を維持するためにいかなる資産を保有すべきかを検討する²⁾。

次に銀行経営の健全性を構成する2つの概念、つまり solvency と流動性との相対的な関係についてみると、前述のように solvency は企業としての銀行が存続しうるための条件であり、それが確保されない場合には銀行経営の破綻につながる公算が大きい。これに対して、流動性は銀行という企業が存続してはじめて要求しうる性格のものであるため、solvency は流動性に比べより上位の概念として捉えるべきものと考えられる。さらに今後金融自由化の進展等による競争の激化から個別銀行の経営行き詰まりが表面化するような場合、当該銀行の整理・合併をスムーズに進めるという観点からも solvency の維持が重要な意味を持つことになると考えられる。

3. 資産の流動性

前述したとおり、銀行の流動性を維持するためには流動的な資産を保有しなければならないことになるが、資産が流動的であるか否かを判断するにあたっては、まず資産の流動性について明確に定義付けておく必要がある。こうした資産の属性としての「流動性」は元来抽象的で客観的に把握し難い概念であるが、ここでは J. Tobin〔19〕、

2) これに対して最近の Liability Management の理論は、銀行の負債サイドにおいても流動性を調達する手段（中央銀行借入れ、コールマネー等）が存在することを主張する。銀行の最適化行動（たとえば利潤極大化行動）を分析するにあたっては、こうした観点も重要であるが、①銀行の中央銀行借入れやコールマネー等への恒常的な依存は健全経営の観点から種々問題が多いとみられると、②また負債サイドで流動性を確保できたとしてもそのコストが最終的には資産サイドで獲得された収益によってカバーされなければならないため、究極的には資産サイドの問題に行き着くこと、等から本稿では資産サイドにおいてのみ流動性を問題とする。

B. J. Moore [16] の定義を参考に「流動性」を「狭義流動性（以下流動化時間という）」と「元本確実性（資産の予想市場価値が元本額を下回らない確率）」というほぼ独立した2つの要素に分解して把握することとする。³⁾

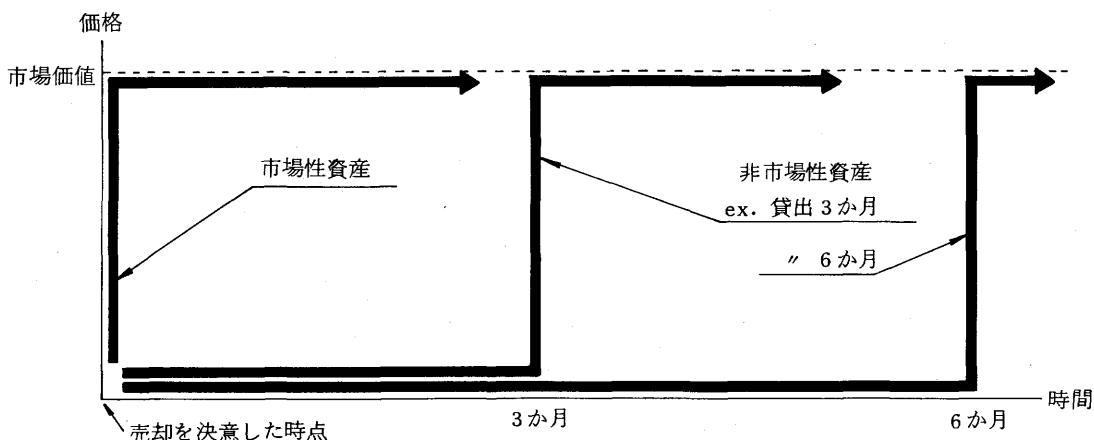
流動化時間は資産の売却を決意してから、その資産の市場価値が貨幣の取得によって完全に実現するまでの所要時間の長さであり、所要時間が短いほどその資産の流動性が大きいということになる。ここでいう「市場価値」とは、事前に必要な準備をすべて行い、最も有利な条件の下で資産を売却した場合の価格（ただし金利相当額を含めず、売却手数料を控除）であり、十分整備された市場で形成される市場価格と言い換えてよい。

これに対して元本確実性は資産の将来における予想市場価値が元本額（当該資産を取得する際に要したコストであり、取得手数料を含む）を下回

らない確率によって示され、capital gain（またはloss）の予想値の期待値（期待收益率）と分散に依存して決定される。流動性との関係でいうならば、元本確実性の高い資産ほど流動性が大きいということになる。

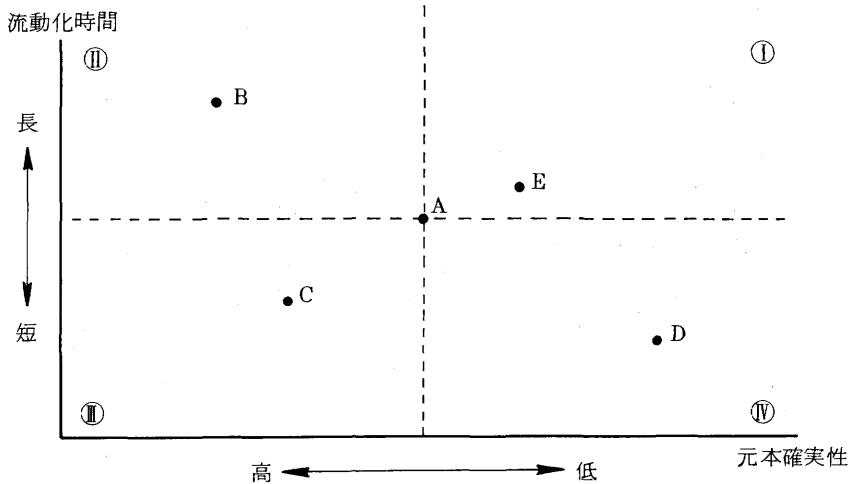
流動性を構成する上記2つの要素をより明確に捉えるため、図表1により両者の関係を明らかにしてみよう。これによれば資産の売却を決意した時点（図表1における原点）から各資産の矢印が市場価値という点線に到達するまでの所要時間が流動化時間、市場価値を示す点線が将来どの水準に位置するのかについての期待確率分布が元本確実性と考えることができる。図表1の例では市場性資産の場合には流動化時間が非常に短く、市場性のない債務証書に基づく貸出の場合にはほぼその債務の償還される期限によってその流動化時間が規定されることになる。⁴⁾

(図表1)



- 3) B. J. Moore によれば、狭義流動性はそれぞれの資産の市場に固有の制度的・技術的要因に依存し、元本確実性は将来に関する主観的予想に依存するので、両者は相互に殆ど独立したものとみることができる。
- 4) 資産の流動化時間と資産の満期との混同を避けるため、両者の差異を明らかにしておこう。上述のとおり、資産の流動化時間は資産の売却完了までの時間であるのに対して、資産の満期は資産の償還期が到来するまでの時間を意味する。通常不確実性の下では満期の長い資産は満期の短い資産に比べて価格変動リスクが大きいと考えられるため、満期はむしろ元本確実性の一構成要素とみることができる。ただし、非市場性資産については、流動化時間と満期がほぼ一致することは言うまでもない。

(図表2)



これまで説明してきた流動化時間、元本確実性と流動性との関係を整理する意味で図示したのが図表2である。ある資産Aがその資産固有の流動化時間および元本確実性によって図表2の座標上のA点に位置付けられたと仮定しよう。同様に資産B～Eも同平面上に位置付けられたとする。こうして位置付けられた資産A～Eの流動性の度合を判定するならば、流動性の高い資産から低い資産へ $C > A > E$ と順序付けることができる。すなわちAという資産を基準としてその右上方(①の象限)に位置する資産はAよりも流動性が低く、逆にAの左下方(③の象限)に位置する資産はAよりも流動性が高いと判断することができる(ただし、AとD、あるいはAとBについてはいずれの流動性が高いかは一義的には決まらない)。

4. 健全性維持を目的とした諸規制

冒頭で述べたように、銀行経営の健全性を維持するという観点から現在数多くの規制が課せられ

ている。本稿ではそのうち銀行のバランスシートおよび業務分野に関する諸規制を検討の対象とするが、以下先に定義した「*solvency*」および「*流動性*」に基づいて *solvency* 維持を目的とした規制と流動性維持を目的とした規制とに大別し、それについて代表的な規制を紹介しておこう。勿論、以下に挙げる諸規制のなかには銀行経営の健全性維持だけではなく、他の目的を兼ねた規制⁵⁾もあるが、ここでは、個別銀行の経営の健全化という目的に絞ってその規制の有効性を評価することにする。

まず、*solvency* 維持を目的とした規制手段として代表的なものは、自己資本比率規制、不良債権保有の抑制があり、自己資本比率規制は明らかに銀行の自己資本額を、また不良債権保有の抑制は資産の市場価値をそれぞれ高めようとするものである。

次に銀行の流動性維持を目的とした現行諸規制のうち、特定の資産の保有を義務付けたり、ある

5) 例えば現行諸規制のうち、株式保有制限には同時に銀行による企業支配を回避するという趣旨が込められていると考えられ、また証券業務兼営の禁止は *conflicts of interest* (利害の衝突) の回避等もその目的となっていると考えられている。

いは制限するものをポートフォリオ規制、特定の資産の保有を全面的に禁止するものを業務分野規制と呼ぶこととすると、まずポートフォリオ規制としては、特定の資産保有を義務付けるものとして流動性資産比率規制があり、また、特定の資産保有を制限するものとして預貸率規制、株式保有制限、大口融資規制、営業用不動産比率規制などがある。これに対して業務分野規制としては、長短金融分離の原則⁶⁾、証券業務兼営の禁止が挙げられる。

5. 健全性維持を目的とした諸規制の評価

(solvency 維持を目的とした規制)

銀行経営の健全性維持を目的とした諸規制のうち、まず solvency 維持を目的とした規制についてその有効性を評価してみよう。一般に銀行の solvency が維持されるための必要条件は次のような不等式によって定式化しうる。

(資産の市場価値 + 自己資本額

$$\geq \text{負債の市場価値} — (5.1)$$

自己資本比率規制、不良債権保有の抑制といった solvency 維持を目的とした規制が銀行行動に課せられ、その結果、自己資本額ないし資産の市場価値が引上げられれば、上記(5.1)式の左辺を大きくすることになり、それだけ solvency 維

持のための必要条件が成立しやすくなる。しかし、このことから直ちにこれらの規制が常に solvency の維持を図るうえで有効であると結論付けるには幾分問題が残る。というのも例えば自己資本比率規制が極めて厳格に実施されると、個々の銀行はその資産構成をより危険なものに変えることによって収益の低下を防止しようし、その結果かえって経営破綻の確率を高めてしまうというケースもありえよう（岩田・堀内〔1〕）。したがってここでは、こうした規制によっても、銀行の資産構成についての選択が大きく変化しない限り、規制による自己資本額ないし資産価額の引上げは solvency 維持にとって有益であるとの判断にとどめておくこととする。

(流動性維持を目的とした規制)

(1) 諸規制の位置づけ

次に、銀行の流動性維持を目的とした規制について検討を加えるが、その際にまず、この種の規制を先に分解した「流動性」概念に基づいて、資産の流動化時間の短縮を目的とした規制と資産の元本確実性を高めることを目的とした規制の2つに分類することとしよう。ただし、元本確実性を高めることを目的とした規制という場合に、元本確実性を規定する2つの要素、期待收益率と収益分散のうち期待收益率に配意して規制を施しているとは考えにくい。確かに

6) 長短金融分離の理論的根拠と考えられている商業貸付理論について若干付言しておこう。商業貸付理論の考え方方は通常銀行が① self-liquidity (自己流動性)のある商業手形の割引のみ取扱うべきであるという主張と②短期金融に専念すべきであるという主張の2つに要約されるが、銀行の健全性を維持するために長短金融を分離した方が好ましいとの考え方方は、後者②の主張に依拠しているとみられる（これに対し、前者①のself-liquidity 重視の観点は銀行主義における law of reflex <還流の法則>と主張を同じくするものであり、銀行の健全性維持のためというよりも貨幣量統制という視点からの主張と考えることができる）。しかしながらこの主張は、預金債務の短期的性格を与件としたうえで、経営の健全性を維持するための資金運用のあり方として短期金融への特化を要請しているものである。この点、銀行の資産サイドはある程度長期化を認め、逆に負債サイドで厳しく長期化を制限するというわが国長短金融分離の現状は、このような商業貸付理論の主張からはかなりかけ離れたものになっているといえよう。さらに負債サイドの短期性を所与としたうえでも、果たして商業貸付理論に基づいて資産サイドの長期化を全く禁止してしまう方が銀行経営の健全性を維持するうえで望ましいのかどうかは、後の諸規制の評価の項で検討する。

収益分散が一定の下では期待収益率が高いほど元本確実性は高まり、ひいては銀行の流動性向上につながる可能性もそれだけ大きくなるが、「規制」という性格上、現実に銀行の期待収益率を高め、銀行の私的利潤追求を後押ししようとの趣旨から実施されるものは殆どないとみられる。したがって元本確実性を高めることを目的とした規制は結局のところ収益分散の縮小に主眼を置いたものと理解して差し支えないと考えられる。勿論銀行の収益率が経営の健全性と無関係であるということにはならない。いうまでもなく収益率が低すぎると銀行の存続自体が危ぶまれるわけであり、このことからすればむしろ solvency 維持の観点から収益率に十分注視する必要がでてくるといえよう。この点は以下流動性維持を目的とした規制を評価する際に密接に絡んでくる。

流動性維持を目的とした諸規制のなかには流動化時間の短縮と収益分散の縮小の双方に係わっているものもあり、判然と区別することは難しいが、これら諸規制を敢えてこの2つの類型に分類すると、まず、流動性資産比率規制は、流動性資産の内訳に流動化時間は短いが価格変動の大きい有価証券、たとえば株式のような資産まで含まれていることからして収益分散の縮小よりも資産全体の流動化時間の短縮を狙った規制と考えることができる。預貸率規制は一般に流動化時間の長い貸出を、また営業用不動産比率規制は売却するまでの時間、つまり流動化時間の長い不動産の所有をそれぞれ制限するものであり、やはり資産全体の流動化時間短縮を狙ったものと捉えることができる。これに対して株式保有制限は価格変動の大きい株式の保有を制限することによって収益の分散を小さくしようとするものであり、大口融資規制もリスクの分散を図ることによって資産全体から得られる収益の分散を縮小しようという目的を持ったも

のである。また業務分野規制として位置付けられる長短金融分離の原則は満期が長く価格変動の大きい資産を保有させないことにより、収益の分散を小さくするものとして捉えることができ、証券業務兼営の禁止も価格変動の大きい証券を扱わせないことにより、同様の趣旨を狙ったものと考えることができる。

規制目的（流動化時間の短縮、収益分散の縮小）および規制態様（ポートフォリオ規制、業務分野規制）によって整理した統一的なフレームワークの中に流動性維持を目的とした現行諸規制を位置付けると図表3のようになる。以下で諸規制の評価を行う際には、便宜上、①流動化時間の短縮を目的としたポートフォリオ規制〔第I類型〕、②収益分散の縮小を目的としたポートフォリオ規制〔第II類型〕、③収益分散の縮小を目的とした業務分野規制〔第III類型〕の3つの類型に分類し、それについて検討を加えることとする。

(図表3) 流動性維持を目的とした諸規制

| | 流動化時間の短縮 | 収益分散の縮小 |
|-----------|--|------------------------------------|
| ポートフォリオ規制 | 〔第I類型〕 流動性資産比率規制 預貸率規制 営業用不動産比率規制 | 〔第II類型〕 株式保有制限 大口融資規制 |
| 業務分野規制 | | 〔第III類型〕 長短金融分離の原則 証券業務兼営の禁止 |

(2) 諸規制の評価を行うための分析手法

流動性維持を目的とした諸規制の評価を行う前に、ここで先に分類した3つの類型のうち、収益分散の縮小を目的としたポートフォリオ規制〔第II類型〕および業務分野規制〔第III類型〕を評価する際に用いる分析手法を説明しておこう。

流動性維持を目的とした規制のうち、収益分散の縮小を目的としたポートフォリオ規制を簡単な資産選択理論のフレームワークの中で把握したのが図表4である。

以下、資産選択理論を分析に用いるにあたっては、個々の銀行がリスク・アバーターであるとの前提を置くが、銀行経営が社会的信用の持続的な獲得の上に成り立っていることや銀行の自己資本が概して貧弱であることなどからみて妥当な前提と考えられる。

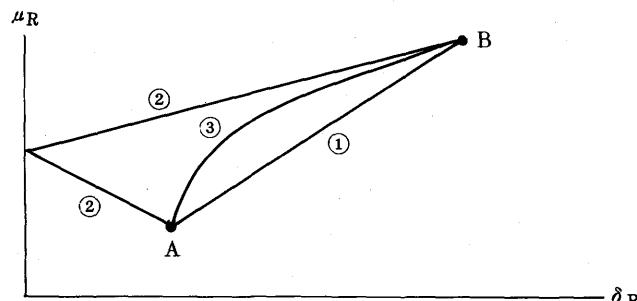
まず、期待收益率 (μ_R) と収益の標準偏差 (δ_R 、分散の平方根) の平面上に位置付けられた2資産（資産A：期待收益率が低く、収益分散が小さい。資産B：期待收益率が高く、収益分散が大きい）を用いて、収益分散の縮小を目的としたポートフォリオ規制の効果を明らかにしておこう。全資産がこの2資産で構成されている場合に資産Aと資産Bの収益（確率変数）とが全く完全な正または負の相関を示さない限り、一般に両資産混合の期待收益率および収益の標準偏差は、両資産の保有割合に応じてABを結ぶ上方に凸の双曲線（投資機会軌跡）上を

移動することになる⁷⁾。また線分AB上の各点に対応したAB両資産の保有割合は原点Oから左側に延長された座標軸上に示され（原点Oは資産Aのみ保有した場合、点Fは資産Bのみ保有した場合をそれぞれ示す）、OF上の一点と線分AB上の一点とが対応することになる。ここで収益分散の大きい資産Bの保有割合をOE内に制限するポートフォリオ規制が課せられた場合、銀行は明らかに両資産の保有割合をOE内の一点にしか選択することができなくなり、したがって μ_R と δ_R の平面上に示される投資機会軌跡は規制の課せられる以前の線分ABからADに短縮されることになる。

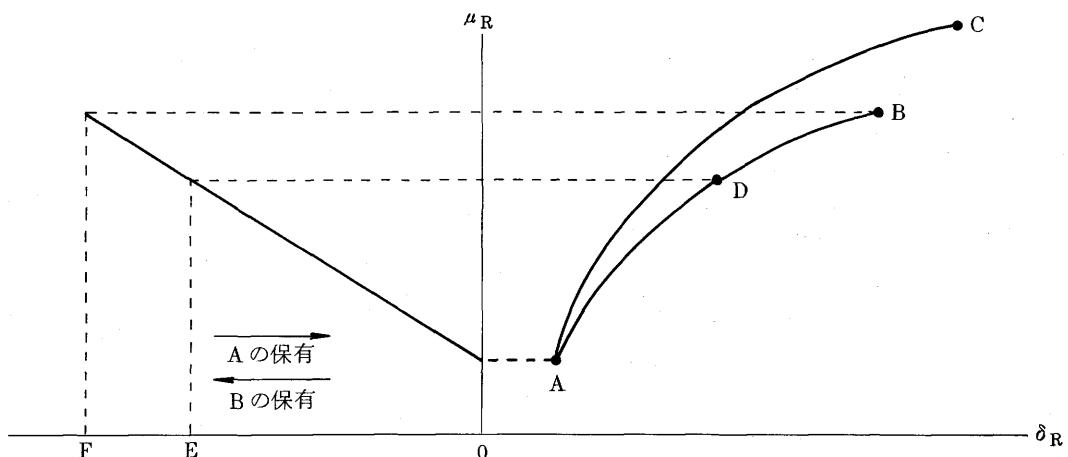
同様に収益分散の小さい資産Aの保有をFE分だけ義務付けるポートフォリオ規制の場合にも投資機会軌跡は規制の課せられる以前の線分ABからADに短縮されることになる。

次に同じ図表4を用いて業務分野規制の効果を明らかにしておこう。 μ_R と δ_R の平面上に3資産A、B、Cが位置付けられた場合に、各資産から得られる収益（確率変数）が全く完全な正または負の相関を示さない限り、有効投資機

7) AB両資産から得られる収益が完全な正の相関を示す場合には両資産を混合してもリスク軽減（分散の縮小）を図ることができず、両資産混合の期待收益率および標準偏差はその保有比率に応じて下の図におけるABを結ぶ直線①上のいずれかの点をとることになる。これに対してAB両資産の収益が完全な負の相関を示す場合には、片方の資産の収益が低下する時にもう一方の資産の収益は高くなるわけであるから、両資産を混合することによってリスク軽減をはかることができる。したがって両資産の保有比率に応じてABを結ぶ屈折する線分②上のいずれかの点をとることが可能となる。しかしながら、完全な相関を示すということは極めて稀なケースであり、不完全相関を示す一般的な場合には両資産の保有比率に応じて①と②の間に位置する双曲線（たとえば③）上の点をとることになる（この点についての数学的証明は桐谷〔4〕参照）。



(図表4)



会軌跡⁸⁾はAとCを結ぶ上方に凸の双曲線として描かれ、有効投資機会軌跡上の各点に対応して3資産A、B、Cの保有割合が決定される。したがって、各資産の保有に関して何ら規制が課せられていない場合、銀行は曲線AC上的一点を選択することが合理的な行動となる。ここで資産Cの保有を認めない業務分野規制が課せられたとすると、先に2資産で検討したように曲線AB上的一点を選択せざるを得なくなる。つまり、この種の規制により銀行が保有したいと考えている資産の保有を禁止した場合には、銀行の直面する有効投資機会軌跡が、規制を課される前の有効投資機会軌跡よりも内側に位置することになる。

収益分散の縮小を目的としたポートフォリオ規制および業務分野規制の評価を行うに際して用いられる一つの手法は、A. D. Roy(17)の安全第1原理(Safety First Principle)である。これは期待効用最大化仮説に対する折衷的仮説として提唱されたものであるが、銀行行動の理論に応用した場合に銀行が「災難(dis-

aster)」⁹⁾発生の確率の上限を最小化するような投資行動を探るというかなり strictな条件を前提としている。しかしながら、本稿では安全第1原理を銀行の行動基準として捉えるのではなく、当局が規制を行った場合に、銀行の「災難」発生の確率にどのような影響を与えるかという点を検討するために用いることとする(R. D. Blair and A. A. Heggstad [12])。

安全第1原理はビネーメ・チエビッケフ(Bienaymé - Tchebycheff)の不等式を応用したものであるが、同不等式は、

$$\left[P(|R - \mu_R| \geq \mu_R - d) \leq \frac{d^2}{(\mu_R - d)^2} \right] \quad (5.2)$$

またはより強めた条件の下では、

$$\left[P(R < d) \leq \frac{d^2}{(\mu_R - d)^2} \right] \quad (5.3)$$

と表わされる。ここで不等式(5.3)の左辺のRを確率変数としての銀行収益率とし、dは当該銀行の solvency を維持するために最小限必

8) 資産Aと資産Bを結ぶ投資機会軌跡上の任意の点と資産Cとの間の投資機会双曲線群の包絡線。

9) 例えば貸出、有価証券等から得られる収益が資金コストを下回る状況。

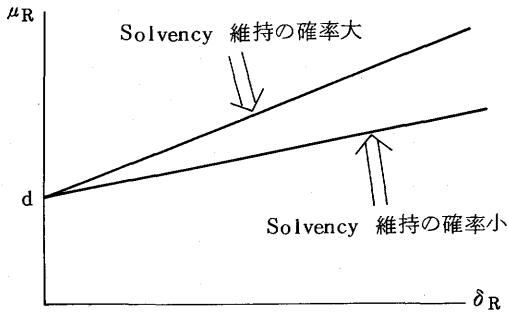
要な収益率としよう。¹⁰⁾ 不等式の左辺は銀行の収益率が solvency 維持のために最小限必要な収益率を下回る確率、すなわち solvency が維持されず「災難」が発生する確率を示すことになる。ここでこの確率を最小化するためには右辺の $\frac{\delta_R^2}{(\mu_R - d)^2}$ を最小化すればよいが、これは、 $\frac{\mu_R - d}{\delta_R}$ の最大化と同義である。 $Z = \frac{\mu_R - d}{\delta_R}$

と置くと、

$$\left\{ \begin{array}{l} \delta_R Z = \mu_R - d \\ \mu_R = Z \delta_R + d \end{array} \right. \quad (5.4)$$

(5.4) 式における Z は μ_R と δ_R の平面上において μ_R 軸上の点 d に発する直線の勾配であるから(図表 5)、勾配が大きくなるほど(つまり Z が大きくなるほど) solvency が維持される確率が高くなる。

(図表 5)



(3) 諸規制の評価

以上(2)で説明した分析手法を用いて流動性維持を目的とした諸規制に対する評価を行っていくこととする(図表 6-1 ~ 3)。

まず、資産の流動化時間短縮を目的としたポートフォリオ規制(第 I 類型)について図表 6-1 により検討しよう。この種の規制は、銀行資産全体の流動化時間(個々の資産の流動化時間をその資産全体に占めるウェイトにより加重平均したものとして把握。負債についても同様)を矢印のように短縮する方向に働く。

そもそも銀行は、貸出を中心として流動化時間の長い資産を持つ一方で、要求預金など流動化時間の短い負債を抱えているため、一般に資産全体の流動化時間は負債全体の流動化時間よりもかなり長くなっている。これを金融仲介論的に表現するならば、銀行の持つ流動化時間変換機能の現われとして把握することができよう(同様の議論は E. Schmalenbach [18] 参照)。銀行はこの機能を通じてはじめて市場性のない貸出を資金需要者に提供することが可能になるわけであり、この意味において流動化時間変換機能は銀行にとって本来的に重要な機能であると考えられる。しかしながら、銀行はこの流動化時間変換機能を無限に行使しうるわけ

10) solvency を維持するために最小限必要な収益率は(5.1)式から次のように求められよう。

ある時点(t)において当該銀行の solvency が維持されていると仮定するならば、

$$\left\{ t \text{ 期における資産の市場価値}(A_t) + t \text{ 期の自己資本額}(K_t) \geq t \text{ 期における負債の市場価値}(L_t) \right\} \quad (5.5)$$

となる。ここで当該銀行の資産・負債構成が変化しない極く短期間の後(t+1)期に引き続き solvency が維持されるためには、

$$[A_{t+1} + K_{t+1} \geq L_{t+1}] \quad (5.6)$$

が成立しなければならない。また $A_{t+1} + K_{t+1} = A_t + \text{期中収益} + K_t$ 、 $L_{t+1} = L_t + \text{期中資金コスト}$ であるから(5.6)式は、

$$[A_t + \text{期中収益} + K_t \geq L_t + \text{期中資金コスト}] \quad (5.7)$$

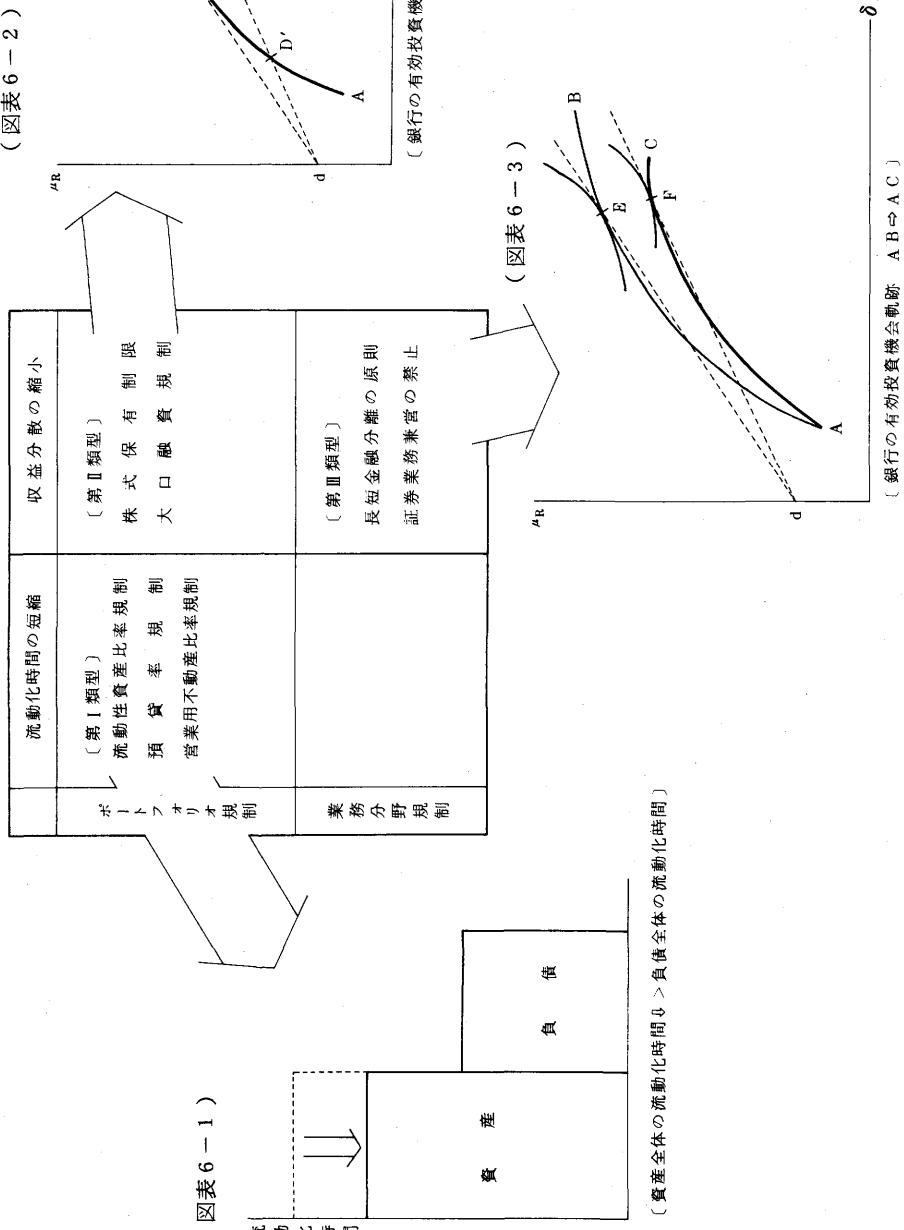
と書き改めることができる。(5.7)式を期中収益について解くと、

$$[\text{期中収益} \geq L_t - A_t - K_t] \quad (5.8)$$

となり、期中資金コストを与件と置けば、solvency を維持するために必要な収益(率)d が導かれる。

銀行行動諸規制検討のための一考察

(図表 6) 流動性維持を目的とした規制の評価



ではない。本来、この機能は大数法則の原理によって規定される負債の流動性の範囲内において発揮されるべきものであり、それを超えて流動化時間の変換（長期化）が行われれば、資産・負債の実質的な期間対応が崩れ、流動性の喪失から銀行経営が破綻することにもなりかねない。したがって流動化時間の短縮を目的とした規制は銀行が流動化時間の変換を過大に行うことと制限する意味で流動性維持のための有効な手段であると判断することができよう（ただし、負債側において大数法則の原理により預金が滞留する度合は個々の銀行によって異なるため、このような規制を一律に課すのは問題かと思われる）。

この種の規制の利点は、資産の流動化時間という概念が前に述べたように資産市場の制度的・技術的な要因に依存し、規制を行う側にもある程度客観的に把握しうる性格を持っているところにある。この意味でもこうした規制の有効性は高いといつてよいことができる。

次に、収益分散の縮小を目的とした規制のうち、ポートフォリオ規制〔第Ⅱ類型〕について図示したのが図表6-2である。この種の規制は先の(2)で検討したように銀行の有効投資機会軌跡を規制のない場合の線分ABからたとえば線分ACに短縮するものとして捉えることができる。こうした規制が課せられた場合、銀行は線分CB上の各点で示される資産のポートフォリオを選択できなくなるわけであるから、収益分散の縮小という目的に対しても有効であるといえる。ただし、規制を強めすぎて、たとえばD点を越えてD'点まで規制を行った場合には、*solvency* 維持のために最小限必要な收益率であるd点が確保される確率の最大化はd点に発する直線の勾配が最も大きくなるD'点において達成されることになる。しかし、この場合注意すべきことはdD'を結ぶ勾配は、これよりも緩

い規制に止められた場合に選択しうる曲線CD'間のどの点の勾配よりも小さくなることである。したがって過度の規制が行われると*solvency* が維持されなくなる確率を高めてしまう結果となる。なお、この種の規制は銀行資産の生む収益およびその分散が主観的判断に基づくものであるため、実際に規制を行う際に客観的な基準を見出し難いという問題がある点は留意する必要がある。この点については以下検討する業務分野規制についても同様にあてはまる。

最後に収益分散の縮小を目的とした規制のうち、業務分野規制〔第Ⅲ類型〕を図示したものが図表6-3である。既述のとおり、業務分野規制が課せられていない場合に銀行が直面する有効投資機会軌跡を線分ABとすると、業務分野規制すなわち銀行に対し、特定資産の保有を全面的に禁止する規制は、銀行の有効投資機会軌跡を線分ABの内側たとえば線分ACに押し下げることになる。この場合にこの種の規制が目的としている収益分散の縮小が達成されるか否かは銀行の無差別曲線の形状に依存し、一義的には言えなくなる。例えば規制が課せられていない下で銀行が線分AB上の点Eを選択し、規制下では線分AC上の点Fが選択されたならば、明らかに収益分散は大きくなってしまう。加えて*solvency* 維持という観点からは、ポートフォリオ規制の場合と違って規制の強弱にかかるわらずd点から引かれる直線の勾配を緩やかにしてしまうので問題はさらに大きいといえよう。

以上、銀行の流動性維持を目的とした諸規制を流動化時間の短縮を目的とした規制〔第Ⅰ類型〕、収益分散の縮小を目的としたポートフォリオ規制〔第Ⅱ類型〕、収益分散の縮小を目的とした業務分野規制〔第Ⅲ類型〕、の3つの類型に分類してその有効性を検討したが、その中で、流動化時間の短縮を目的とした規制〔第Ⅰ

類型)と収益分散の縮小を目的とした規制(第Ⅱ、Ⅲ類型)とは補完的な関係にある。何故ならば銀行の流動性は資産の流動化時間の短縮と資産から得られる収益の分散の縮小の両者が同時に考慮されてはじめて維持され得るからである。それだけに両者を併用することが銀行の流動性を維持し、経営の健全性を確保するうえで必要となる。しかし、一方、収益分散の縮小を目的とした規制のうち、ポートフォリオ規制と業務分野規制についてはポートフォリオ規制を行えば業務分野規制は不要という意味で両者は代替的な関係にあると考えられる。そして既に指摘したように、両者を比較した場合、ポートフォリオ規制の方がその目的としている収益分散縮小の実効を収めるうえで、またさらに重要なことは過度に規制を強めない限り solvency 維持と矛盾する可能性が少ないという点で、業務分野規制よりも好ましいと判断することができる。

以上の分析結果から、少なくとも銀行行動がリスク回避的であるとの前提に立つ限り、長短金融分離の原則、証券業務兼営の禁止といった業務分野規制は、銀行の健全性を高める方向に

は働く、かえってそれを脅かす可能性があることが明らかにされた。したがって銀行が現実にリスク回避的な行動を維持するとみることができるならば、こうした業務を選択する余地を残しておいた方が銀行の健全性維持の観点からは好ましいと考えられる。そのうえで、もしある業務が銀行収益の分散を大きくするということで健全性維持にとって好ましくないと判断されるならば、それをポートフォリオ規制というかたちで規制する方が規制の有効性を高める上で好ましいと考えられる。本稿はこのような意味において兼営銀行制度ないし現在西ドイツにおいて採用されているようなユニバーサル・バンキング・システムを支持する一つの理論的根拠をも提示したものといえよう。ただ本稿では、銀行行動に対して課せられる各種規制の有効性を専ら銀行経営の健全性維持の観点に絞って評価している。もとより銀行行動に対する規制や金融システムのあり方を評価する際には、単に健全性のみならず効率性や公正その他の評価基準にも照らし合わせて総合的に判断する必要があることはいうまでもない。

以上

【参考文献】

- [1] 岩田 規久男,
堀内 昭義 「わが国銀行業における公的規制」
Discussion Paper Series No. 61—橋大学経済研究所、1982年。
- [2] 漆崎 健治 「金融機関の資産行動」、第三出版、1978年。
- [3] 川口 慎二 「銀行流動性論」、千倉書房、1961年。
- [4] 桐谷 維 「ポートフォリオ・セレクション——金融資産選択の理論」、春秋社、1968年。
- [5] " 「市中銀行のポートフォリオ・セレクション」館・小宮・鈴木編『国債管理と金融政策』日本経済新聞社、1968年。
- [6] 館 龍一郎 「金融政策の理論」、東京大学出版会、1982年。
- [7] " 「金融自由化をめぐる最近の問題」、「経済セミナー」、日本評論社、1983年3月。
- [8] " 「金融論」、「経済セミナー」、日本評論社、1975年10月。
- [9] 日向野 幹也 「金融機関の審査能力と顧客関係」『季刊現代経済』臨時増刊、1981年。

銀行行動諸規制検討のための一考察

- [10] 水野正一 「銀行行動と資産選択」、貝塚編『資産選択と金融理論』日本経済新聞社、1970年。
- [11] 蠟山昌一 『日本の金融システム』、東洋経済新報社、1983年。
- [12] Blair, Roger D. and Heggestad, A.A. "Bank Portfolio Regulation and the Probability of Bank Failure", Journal of Money, Credit, and Banking, Feb. 1978.
- [13] Edwards, F.R. "Banks and Securities Activities: Legal and Economic Perspectives on the Glass-Steagall Act", The Deregulation of the Banking and Securities Industry, Ed. L.G. Goldberg and L.J. White, Lexington Books 1979.
- [14] Hansen, N. Das Problem der Liquidität im Deutschen Kreditbankwesen, 1910.
- [15] Koehn, Michael and Santomero, A.M. "Regulation of Bank Capital and Portfolio Risk", The Journal of Finance, Dec. 1980.
- [16] Moore, Basil J. An Introduction to the Theory of Finance, Free Press/Macmillan, 1968.
〔前田新太郎、漆崎健治訳『現代金融論入門』第三出版、1971年。〕
- [17] Roy, A.D. "Safety First and the Holding of Assets", Econometrica, July 1952.
- [18] Schmalenbach, E. Kapital, Kredit und Zins 3, Aufl., 1951.
- [19] Tobin, James manuscript.
"Commercial Banks as Creators of Money", Banking and Monetary Studies, Ed. D. Carson, 1963.
- [20] " " "The Theory of Portfolio Selection", The Theory of Interest Rates: Proceedings of a Conference held by the International Economic Association, Ed. F.H. Hahn and Others, Macmillan, 1965.